

平成28年度国の予算・制度等に関する要望

1 公共建築物等の維持管理に関する要望事項

(1) ビルメンテナンス業務発注に関するガイドライン等について

本年6月に厚生労働省から発せられた「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という)は、品質重視の入

札・契約制度への改革の重要な契機となるものですが、その方向性を更に確実なものとするために、以下のとおり要望します。

ア 品確法の対象となつていない「特殊法人等」については、入札契約適正化法施行令において限定列挙されており、国立病院機構や国立大学等は対象となつていません。すべての特殊法

人、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人等も改正品確法の対象としていただきたい。

イ 国機関、地方公共団体、特殊法人等に対し、ガイドラインの趣旨が徹底されるよう指導いただきたい。

ウ 国土交通省は、改正品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」(平成27年1月)について、公共

工事の発注者に加え、「民間発注者団体の長」及び「発注関連事業団体の長」に参考送付しています。今回のガイドラインについても、厚生労働省から、民間建築物のオーナー団体や不動産事業者団体に対し、参考資料として送付し、協力を依頼していただきたい。

東京ビル政連は10月5日、自民党本部で開催された「平成28年度国家予算・税制改正等要望聴取会」に出席し、要望活動を展開。

自民党東京都支部連合会に平成28年度の「国の予算・制度等に関する要望」(別掲)を手交して、業界の実情と要望内容を説明、理解と実現を

さらに、最低賃金の引き上げなども、パート労働者に依存している業界に深刻なダメージを与えていると訴えた。その上で、「ビルメンテナンス業界は、日々の仕事を通じて、都市環境の維持向上に努めているところでござい

このほか、総合評価方式の入札徹底、施設管理業務は競り下げ方式の入札適用除外、短時間労働者の社会保険適用の拡大反対、最低賃金引き上げを見越した予定価格設定の指導徹底、障がい者雇用支援策の充実、プール警備員教育に必要な予算措置の周知徹底

自民党本部で開催された「平成28年度国家予算・税制改正等要望聴取会」に出席し、要望活動を展開。

また、最低賃金の引き上げなども、パート労働者に依存している業界に深刻なダメージを与えていると訴えた。その上で、「ビルメンテナンス業界は、日々の仕事を通じて、都市環境の維持向上に努めているところでござい

また、最低賃金の引き上げなども、パート労働者に依存している業界に深刻なダメージを与えていると訴えた。その上で、「ビルメンテナンス業界は、日々の仕事を通じて、都市環境の維持向上に努めているところでござい

国の予算・制度改正で

自民党東京都支部連合会へ要請

訴えた。

参加者は佐藤理事長をはじめ8名。佐藤理事長は、冒頭挨拶で、「大企業の業績は回復していると言われておりま

大きな要望項目は、「公共建築物の維持管理に関する要望事項」と「制度改正」の2つ。内容説明は横田幹事長が

きるよう、私どもの要望に、ご理解・ご支援を賜りたい」と要請した。

すが、私ども業界におきましては、まだまだ景気回復の実感が少なく、昨今の人手不足や人件費高騰の影響も大きく

立行政法人、国立大学法人など、要望実現に向け具体的な対応をしていただいた。

意図交換では、土屋正忠衆議院議員が「競り下げ方式な

ては、まだまだ景気回復の実感が少なく、昨今の人手不足や人件費高騰の影響も大きく

立行政法人、国立大学法人など、要望実現に向け具体的な対応をしていただいた。

意図交換では、土屋正忠衆議院議員が「競り下げ方式な

自民党東京都支部連合会に要望を手交



平成28年度国家予算・税制改正等要望聴取会

自民党東京都支部連合会

置に関する指針」(平成23年)において、入札及び契約の内容の透明性を確保

停止を受けた業者の公表が定められていますが、実際に各官庁の判断で公表していない場合があります。原則どおり指名停止業者名を公表していただ

くようお願いするとともに、公表していない機関について、その理由をお尋ねします。

(2) 市場化テスト(官民または民間競争入札)について

公共サービスの改革に関する法律が施行され8年を経過し、市場化テストの対象となる案件も増加して

ますが、一部に問題点が表面化していますので、以下のとおり要望します。

ア 国土交通省の一部施設(国土地理院、国土技術政策総合研究所等)では、市場化

テスト対象案件であるにもかかわらず、第一次書類が揃っていない業者を対象に価格のみ

の一般競争入札を実施し、その理由を「施設の点検保守・警備・清掃といった定型化している業務であり、

「特異性がなく民間事業者の創意と工夫に大きな差が生じにくく」、

「総合評価方式を用いない」と説明しています。たとえ「定型化している業務」であつた

としても、「競争参加者の提示する技術力等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度差異が生ずることが期待で

きる業務」(ガイドライン)に該当すると考えられますので、他の官庁と同様に市場化テスト対象案件は

総合評価方式の入札を実施していただきたい。

イ 市場化テスト案件において、設備管理業務、受付業務、警備業務従事者の年齢制限を55歳あるいは60歳と年齢上限を設けている

例がありますが、高齢者雇用安定法第5条に基づき、雇用安定法第5条に基づ

く国の責務に鑑み、年齢制限の引き上げを検討していただきたい。

(3) 施設管理業務への「競り下げ方式」入札の導入について

一昨年、内閣官房行政改革推進本部が発表した「競り下げ方式の検証結果の概要」は、「今後、各官庁にお

2 その他の制度改正

(1) 短時間労働者の社会保険適用の拡大について

短時間労働者に対する社会保険の適用については、平成28年10月から、501人以上の企業、勤務時間週20時間以上、月収8.8万円以上

雇用期間1年以上を対象に拡大されることとなりました。

人手不足と人件費高騰が続く中で、事業主負担の更なる増大は、中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃します。また、週20時間以下勤務の短時間労働者の多くが望んでいないものもあります。以上から、これ以上の社会保険適用拡大に反対いたします。

(2) 最低賃金の引き上げへの対応について

東京地方最低賃金審議会は、今年度の東京都最低賃金を19円引き上げ、907円にする答申を行いました。最低賃金の発効時期は、毎年10月から11月であるため、引き上げ前の金額で人件費を積算した上で落札していた場合には、年度途中の改定により著しく経営を圧迫することとなります。この点に関し、平成25年10月、厚生労働省労働基準局長通知において、「最低賃金額の訂正がありうることを考慮に入れた契約を行う等の発注時における特

段の配慮」を各官庁、都道府県知事に通知しています。ガイドラインにおいて「予定価格の適正な設定」が示されており、各行政機関、地方公共団体において、契約当初に最低賃金引き上げを見越した予定価格の設定が徹底されるよう指導を強めていただきたい。

(3) 障がい者雇用への支援策について

昨年4月から障害者雇用率が2.0に引き上げられ、対象企業は従業員56人以上から50人以上に引き下げられました。業界として障害者雇用率確保のために努めるのは当然ですが、障がい者の雇用環境整備に対する支援策を一層拡充していただきたい。

(4) プール監視業務の警備業法上の取扱いについて

平成24年に、プール監視業務が警備業法上の監視業務と位置付けられて3年間が経過しましたが、未だに自治体等の発注者側に警備員教育に要する経費についての理解が十分とは言えません。安全で安定したプール監視業務を行うため、警察庁及び関係官庁が、各自治体等の発注者側に、プール監視業務の位置づけや必要な予算確保について周知徹底を図っていただくとともに、適切な業者指導を進めていただきたい。